

様式2（第4関係）

パブリック・コメント制度に基づく意見等募集に係る実施結果票

パブリック・コメントの実施状況	
案件名	第2次島田市行政経営戦略（案）
案件概要	<ul style="list-style-type: none"> 行政経営を推進するための指針である島田市行政経営戦略の推進期間が平成29年度末で満了する。 引き続き、効率的・効果的な行政経営を推進する必要があるため、その指針として第2次島田市行政経営戦略を策定する。
募集期間	平成30年2月1日から平成30年3月2日まで
担当課	行政経営部 経営管理課 行政改革担当

パブリック・コメントの結果			
提出状況	1	意見提出者数	1人
	2	提出された意見数	19件
反映状況	1	反映した意見	2件
	2	既に盛り込み済みの意見	0件
	3	今後の検討課題とする意見	0件
	4	反映できない意見	14件
	5	その他	3件
No.	項目 意見の概要	市の考え方	反映結果
1	<p>2頁 7評価・公表</p> <p>「第2次行政経営戦略の進捗を適切に管理し、」はどのように行うかを明確にする。</p> <p>また、島田市行政改革推進委員会の提言を取り組みに反映している島田市行政経営会議との関係を明確にする。</p>	<p>行政経営戦略の進捗管理については、2頁の「6行動計画の策定と進行管理」に記載しています。</p> <p>また、行政改革推進委員会と行政経営会議との関係は、1頁の「5推進体制」に記載しています。</p> <p>なお、2頁に「7評価・公表」とありますが、評価については、「6行動計画の策定と進行管理」に記載しているため、「7公表」とします。併せて、行動計画における取組結果について、毎年、公表することを明記します。</p>	5

2	<p>3頁 II 基本的事項 1 理念</p> <p>「また、市民、行政が自ら考え、協力してまちづくりに携わる協働の仕組みを確立し、誰もが誇りに思える魅力ある島田市を目指して挑戦を続けていきます。」とあるが、「また、行政は市民、事業者が将来像を目指したまちづくりをするために必要なしくみの確立と、環境整備に挑戦し続けていきます。」とする。</p>	<p>市民と行政が共にまちづくりに携わり、協働を進めていくことが重要であると考え、現行のままとします。</p>	4
3	<p>3頁 2 基本方針</p> <p>(3) 「組織力の強化」は目的が不明確。有効に機能するための組織づくりであるため「組織の体質改善」とする。</p>	<p>4頁の「III 理念実現のための方針・施策体系図」のとおり、「総合計画と組織の整合」や「組織内の分権の推進」などの推進施策に沿った取組を行うことにより、組織力の強化が図られ、理念の実現につながっていくと考えます。</p> <p>また、「組織の体質改善」は、組織力を強化していく取組の一つであると考え、現行のままとします。</p>	4
4	<p>4頁～ III 理念実現のための方針・施策体系図</p> <p>第2次島田市行政経営戦略（案）は、行政の多方面に関わる大事なものである。この施策が、すでに第2次島田市総合計画（案）が策定され、2月議会に上程されるが、総合計画（案）の施策に反映できるか疑問である。</p>	<p>行政経営戦略は、総合計画を推進するための個別計画であり、総合計画の内容に沿ったものとなっています。</p>	5
5	<p>4頁～ III 理念実現のための方針・施策体系図</p> <p>第2次島田市行政経営戦略（案）の施策と第2次島田市総合計画（案）の政策分野7の施策及び重点的な取り組みの連携が取れていない。</p>	<p>総合計画の政策分野7の施策及び重点的な取組に基づき、行政経営戦略及び行動計画の取組を進めていくため、連携が取れていると考えます。</p>	5

6	<p>6頁 2 (1) 意識改革と意欲の喚起</p> <p>【取組事例】「人事評価制度の定着」とあるが、人事評価制度には職員各人の能力・貢献度と、処遇の適正バランスを維持するための指標を特定するものになっているか、さらに職員各人の職務遂行状況を点検し、さらなる人材力アップに資する情報を行政と個人に提供する機能が求められる。そのため「人事評価制度の見直し」とする。</p>	<p>評価制度については、制度の見直しを行いながら、定着させていくものと考えます。【取組事例】は取組の全てを記載するものではないため、現行のままとします。御提案については、行動計画を策定する中で検討していきます。</p>	4
7	<p>6頁 2 (2) 資質の向上と多様な人材の活用</p> <p>説明として「・・・などの育成・活用に努めます。」の「・・・努めます。」は努力目標となってしまうため、政策を強く推進する気持ちを表すため「・・・人材などを育成・活用します。」と言い切る。現行政の取り組む姿勢の弱さが垣間見える。</p>	<p>努力目標により取組が弱くなるとは考えていません。人材育成等については、あくなき向上を目指すものであるため「努める」という表記にしています。</p>	4
8	<p>7頁 (3) 人事評価制度の充実</p> <p>説明として「・・・制度の適正な運用に努めます。」の「・・・努めます。」は努力目標となってしまうため、政策を強く推進する気持ちを表すため「・・・制度を適正に運用します。」と言い切る。</p>	<p>人事評価制度は試行錯誤の中で運用しており、更なる向上を目指すものであるため「努める」という表記にしています。</p>	4
9	<p>8頁 3 (2) 組織内分権の推進</p> <p>説明として「・・・達成する仕組みを検討します。」の「・・・検討します。」はやるかやらないか曖昧な表現となっているため、政策を強く推進する気持ち</p>	<p>「検討」は、「推進」の一過程であり、現状においては、「検討」がふさわしいと考えます。</p>	4

	を表すため「・・・達成する仕組みづくりを推進します。」とする。		
10	10頁 4 (1) 行政評価の充実	御提案のとおり修正します。	1
	【取組事例】の「総合計画及び実施計画の評価の充実」において総合計画は基本構想・基本計画・実施計画の3つを指しているため、「総合計画の評価の充実」とする。		
11	10頁 4 (1) 行政評価の充実	御提案の【取組事例】は、総合計画の評価の充実を図る取組みの一環であると考えます。	4
	【取組事例】に「総合計画（基本構想・基本計画・実施計画）が体系的に成果を確認できる体制づくり」を追記する。		
12	10頁 4 (2) 業務の標準化	【取組事例】は取組の全てを記載するものではないため、現行のままとします。御提案については、行動計画を策定する中で検討していきます。	4
	【取組事例】に「作業手順書作成マニュアルの作成」を追記し、作業手順書の標準化を図る。		
13	11頁 5 (1) 多様な収入の確保	財政の健全化には、稼ぐためのしくみや環境づくりと併せて、既存制度の効果的な活用により、多様な収入を確保する必要があると考えるため、現行のままとします。	4
	5 (1) を「稼ぐためのしくみづくり・環境づくりの推進」とし、「財政経営の健全化を保持するため、新たな収入確保に向けたしくみづくり・環境づくりを推進する。」と変更する。		
14	11頁 5 (1) 多様な収入の確保	多様な収入の確保は、試行錯誤の中で運用しており、更なる向上を目指すものであるため「努める」という表記にしています。	4
	5 (1) の説明として「・・・収入の確保に努めます。」は努力目標となってしまうため、政策を強く推進する気持ちを表すため「・・・収入を確保します。」と言い切る。		

15	<p>11頁 5 (1) 多様な収入の確保</p> <p>【取組事例】に「事業者が事業しやすいしくみづくり・環境づくりの推進」を追記する。同じことを他市だとできることが、当市では行政に受け入れられないことがあるため、改善する。</p>	<p>【取組事例】は取組の全てを記載するものではないため、現行のままとします。御提案については、行動計画を策定する中で検討していきます。</p>	4
16	<p>11頁 5 (2) 公共施設マネジメントの推進</p> <p>【取組事例】に「公共施設マネジメントの公表の定例化」を追記する。</p>	<p>【取組事例】は取組の全てを記載するものではないため、現行のままとします。御提案については、行動計画を策定する中で検討していきます。</p>	4
17	<p>12頁 6 (1) 透明性の向上と信頼の確保</p> <p>説明として「・・・個人情報等の適正な管理に努め、併せて、好感もてる窓口対応や市民への分かりやすい説明に努めます。」は当然であり、また、努力目標となってしまうため、政策を強く推進する気持ちを表すため「・・・個人情報等の適正な管理を行い、併せて、好感もてる窓口対応や市民への分かりやすい説明を行います。」と言い切る。</p>	<p>努力目標により推進の気持ちが弱くなるとは考えていません。より良い窓口対応にしていくための努力の姿勢を示すため「努める」という表記にしています。</p> <p>なお、個人情報等の管理については、御提案のとおり修正します。</p>	1
18	<p>12頁 6 (1) 透明性の向上と信頼の確保</p> <p>【取組事例】に「行政情報の公開期間延長の推進」を追加する。情報公開期間が短い、或いは、情報が削除されることを防ぐため。開示は申請の手間や開示までの時間がかかる。また、資料枚数が多いと有料になるのは市民の負担となる。</p>	<p>公開期間についてはホームページにおける閲覧状況を踏まえ、現状の運用が妥当であると考えます。また、公開が終了した情報については、公文書の開示請求手続や情報提供により対応します。</p>	4

19	12頁 6 (2) 市民協働の推進	市民や行政の役割を明確にし、自ら考え、協力していく協働のまちづくりの実現には、(仮称)自治基本条例の制定を目指すことが必要であると考え、現行のままとします。	4
	【取組事例】の「(仮称)自治基本条例の制定」を削除する。行政は成立を目指しているが、本条例の必要性が認められないし、行政が本条例制定による成果を説明できていない。		